



生活クラブ虹の街 エッコロ福祉基金『エコロ福祉助成』

## 2019年度助成事業 応募要項

### 1. 助成事業の目的 \*\*\*\*\*

生活クラブ虹の街には、組合員からの毎月 100 円の掛け金で運営されているエコロ制度があります。エコロ福祉助成は、そのエコロ事業の中の「エコロ福祉基金」の一部で、高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども達が、安心して地域で暮らしていくために必要な事業や活動への助成を目的に設置されています。生活クラブ虹の街では、自ら進んでやってみようという気持ちと、一人ひとりが考えること、多くの人が力を合わせて行動することを大事にしています。皆様からの応募は、持続可能な地域づくりの課題を、組合員が学ぶ機会にもなります。この機会にエコロ福祉助成を通じて、福祉の自給圏づくりに参加いただければ幸いです。

### 2. 応募の資格 \*\*\*\*\*

- ・ 次のすべてに該当する団体とします。
- (1) 千葉県内で地域を基盤として活動する団体です。(法人格の有無、活動年数は問いません。)
- (2) 申請した事業について、適切に実施できる団体とします。
- (3) 当組合によるヒアリング、事業報告書の提出・公表、助成金贈呈式への参加に同意いただける団体とします。
- (4) 以下のいずれにも該当しない団体とします。
  - ・ 公共の福祉に資さない個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう 以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

### 3. 対象となる助成の種類 \*\*\*\*\*

- (1) 高齢者、障がい者、子ども・子どもの親(保護者)・若者、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業を対象とします。

例) 高齢者の生きがいつくり・障がい者の自立支援につながる活動・子どもたちの健やかな育ちを応援する活動・一人親家庭への支援活動・生活困窮者の自立を支援する活動、など
- (2) 高齢者、障がい者、子ども・子どもの親(保護者)・若者、生活困窮者が暮らしやすい社会になるための事業に必要な調査・研究を対象とします。
- (3) 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の間に実施される事業を対象とします。

※1 団体につき 1 件の応募に限ります。

#### 4. 応募の条件 \*\*\*\*\*

- (1) 公益性があり、地域社会のニーズがあるか
- (2) 事業の必要性・先駆性があるか
- (3) 事業内容の計画性や妥当性があるか
- (4) 事業の継続・発展性が見込めるか

#### 5. 助成の財源と助成額 \*\*\*\*\*

- ・ 生活クラブ虹の街エコロ制度では、組合員からのエコロ制度掛金の一部をエコロ福祉基金として積み立てており、『エコロ福祉助成』についても厳密に予算化されています。その予算にあたる助成金総額の上限は200万円です。
- ・ 1団体あたりの助成額は30万円を上限とします。  
\*同一事業について、他の助成金と重複しての申請はできません。

#### 6. 助成対象となる費用 \*\*\*\*\*

- ・ 申請した事業実施に係る次の費目（人件費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、諸謝金、調査研究費、等）とします。

#### 7. 応募期間 \*\*\*\*\*

- ・ 2018年10月1日（月）～2018年11月5日（月）  
\*書類不備など、再提出が必要な場合は11月19日（月）を期日とします。

#### 8. 応募方法 \*\*\*\*\*

- (1) 提出書類
  - ① 所定の応募用紙とセルフチェック表
  - ② 事業予算書、物品購入の場合は見積書
  - ③ 団体を証明する書類  
(パンフレット、定款、規約、活動方針、事業活動報告書、収支状況報告書)
- (2) 応募方法
  - ・ 応募用紙のご請求は、直接窓口へお越しいただくか、電話にてお申し出ください。また、生活クラブ虹の街ホームページ (<http://chiba.seikatsuclub.coop/>) からダウンロードできます。
  - ・ 応募は期間中、受付窓口または郵送にてお受けいたします。直接お越しいただく際は、提出書類(①、②、③)を持参してください。
  - ・ 受付窓口では、応募の仕方や書類の書き方など申請前のご相談も承ります。窓口での相談をご希望の場合は電話予約を受け付けます。ご相談後、その日の応募申請も可能です。

- ・ 電話でのご相談は、応募期間中、受付日・受付時間の範囲でいつでもお受けできます。お気軽にご連絡ください。

## 9. 審査について \*\*\*\*\*

### (1) 審査方法

- ・ 審査は、当組合が設置する審査会により、第一次審査（書類審査）と、第二次審査（公開プレゼンテーション）を行います。

#### ① 第一次審査（書類審査）

- ・ 応募受け付け後、審査会を開催し書類審査を実施します。
- ・ 第一次審査結果は、12月中旬に郵送にて通知します。

#### ② 第二次審査（公開プレゼンテーション）

- ・ 第一次審査を通過した団体のみ行います。
- ・ 生活クラブ虹の街組合員を対象として組合員投票を実施します。その投票についても審査に反映させます。

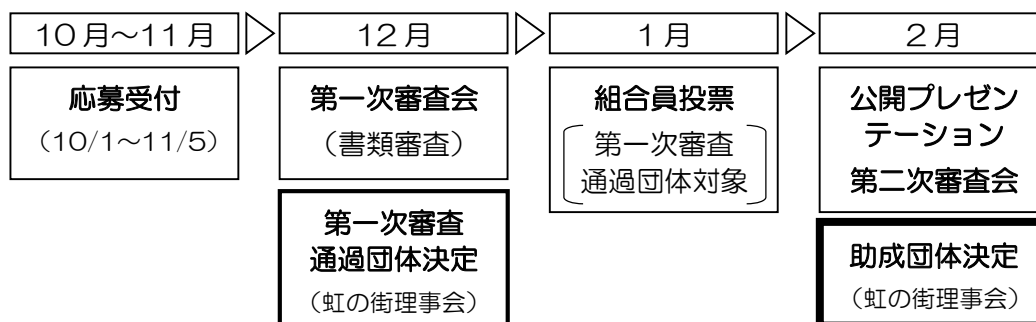
\*公開プレゼンテーション（第二次審査）

開催日時	2019年2月16日（土） 13:00～14:30（予定）
会場	生活クラブ虹の街本部 1階 地域交流スペース渚 （〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂 5-21-12 ）

### (2) 審査後

- ・ 審査の結果は各団体に文書にてお知らせします。
- ・ 審査の結果、助成金額を申請額より減額することがあります。
- ・ 助成が決定した団体名等は、生活クラブ虹の街ホームページにて公開します。
- ・ 審査内容についてのお問い合わせには、応じられませんのでご了承下さい。

～応募から助成決定までの流れ～



## 10. 助成決定後について \*\*\*\*\*

- (1) 2019年3月8日（金）に助成金の贈呈式を行います。ぜひ出席をお願いします。その際、助成金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。
- (2) 助成金のお支払いは2019年3月末日とし、指定口座へお振込みします。

- (3) 助成決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、生活クラブ虹の街までご相談ください。
- (4) 以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
  - ・ 助成金を申請目的以外に使用した場合
  - ・ 偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合
- (5) 助成決定内容のほか、組合員投票や事業報告について、生活クラブ虹の街のホームページや、組合員へ配布する機関紙で掲載することがあります。
- (6) 助成事業について、当組合員活動の一環として活動現場への訪問をすることがあります。  
(事前にご相談いたします)

#### 1 1. 助成団体に行っていただくこと \*\*\*\*\*

- (1) 活動状況を、貴団体のウェブサイトやブログなどで情報発信してください。
- (2) 事業終了後1か月以内に、収支を含む事業報告書・収支決算書を生活クラブ虹の街へ提出してください。事業報告や書類については以下のとおりご対応ください。
  - ・ 助成事業で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに、「生活クラブ虹の街エコロ福祉基金」から助成を受けて活動している旨の記載をお願いします。
  - ・ 助成金に関わる収支の証明となる書類（領収書等）は貴団体に保管し、閲覧できるよう取りまとめておいてください。

##### 【受付窓口・お問い合わせ先】

生活クラブ虹の街 福祉・たすけあい事業部

〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂 5-21-12 (2階)

電話 043-278-7768 FAX 043-279-7490

受付日・受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00

担当：柴山 [souta.shibayama@s-club.coop](mailto:souta.shibayama@s-club.coop)

西 [toshie.nishi@s-club.coop](mailto:toshie.nishi@s-club.coop)

HP：<http://chiba.seikatsuclub.coop/>

\* 「生活クラブ虹の街」は生活クラブ生協(千葉)の愛称です。